

(7)

# 入札公告

公告第26号  
令和8年4月2日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第142条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂男

記

1. 委託番号	広ご委第1号	
2. 委託名	市道島新田中線ほか 用地測量業務委託	
3. 施行地	南魚沼市 上十日町 地内	
4. 履行期間	契約締結の日から 120日間	
5. 予定価格	事後公表	
6. 入札参加申請書 (1) 提出期間	令和8年4月2日(木) 午前9時 から 令和8年4月8日(水) 午後4時 まで	
	<b>電子入札</b>	<b>紙入札</b>
	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	入札参加申込書を作成し、南魚沼市役所 財政課 契約検査班に提出する。
(2) 添付書類	添付書類省略届 様式は、入札情報サービス又は市のウェブサイトからダウンロード可能。 様式の「2 添付書類を省略する理由」は「添付書類が不要な案件であるため」を選択。	なし
(3) 確認結果	各申請者に電子入札システムにより通知する。	不適格者のみに連絡する。
7. 設計図書閲覧	入札情報サービスに掲載	
8. 参加資格要件	以下の要件を全て満たす者。ただし、市長が不適当と認めた者は除く。  ・南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者で建設コンサルタント等業務に登録がある者、又は湯沢町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者。  ・南魚沼市内又は湯沢町内に主たる営業所を有する者、又は従たる営業所を有する者であって、当該市内又は町内における営業所開設の日から10年以上経過している者。  ・測量法第55条(昭和24年法律第188号)の規定による測量業者としての登録を有する者  ・入札参加申込書の提出日から開札日までの期間に、南魚沼市、湯沢町及び新潟県の指名停止を受けていないこと  ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く)  ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く)	

9. 質問及び回答 (1) 質問方法 (2) 回答方法	<p>質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和8年4月8日(水)午後4時までに財政課契約検査班に提出（メール：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。</p> <p>令和8年4月9日(木)午後5時までに入札情報サービスに掲載する。</p>					
10. 入札受付期間	<p>令和8年4月13日(月) 午前9時 から 令和8年4月15日(水) 午後0時(正午) まで</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">電子入札</th> <th style="width:50%; text-align:center;">紙入札</th> </tr> <tr> <td>電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。</td> <td>代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td> </tr> </table>		電子入札	紙入札	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札					
電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。					
11. 内 訳 書	必 要 （入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。）					
12. 開 札 日 時 及び開札結果	<p>令和8年4月16日(木) 午前9時 以降</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">電子入札</th> <th style="width:50%; text-align:center;">紙入札</th> </tr> <tr> <td>落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。</td> <td>落札者に財政課から電話連絡する。</td> </tr> </table>		電子入札	紙入札	落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。	落札者に財政課から電話連絡する。
電子入札	紙入札					
落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。	落札者に財政課から電話連絡する。					
13. 入 札 保 証 金	免 除					
14. 契 約 保 証 金	南魚沼市財務規則第132条の規定による					
15. 最 低 制 限 価 格	無					
16. 前 金 払 部 分 払	<p>する。ただし、契約金額300万円未満の場合はしない。</p> <p>しない。ただし、仕様書等により別途定める場合はする。</p>					
17. 無 効 入 札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。					
18. 入 札 回 数	2回を限度とする。（入札1回、再入札1回）					
19. 再入札の開札日時 及び再入札方法等	<p>令和8年4月17日(金) 午前10時 以降</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">電子入札</th> <th style="width:50%; text-align:center;">紙入札</th> </tr> <tr> <td>再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。</td> <td>再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td> </tr> </table>		電子入札	紙入札	再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。	再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札					
再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。	再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。					
20. 入 札 の 中 止	入札を中止又は延期する場合は、入札参加者に通知する。					
21. 入 札 の 辞 退	<p>入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align:center;">電子入札</th> <th style="width:50%; text-align:center;">紙入札</th> </tr> <tr> <td>電子入札システムから入札辞退申請を行う。</td> <td>辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td> </tr> </table>		電子入札	紙入札	電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札					
電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。					
22. そ の 他 留 意 事 項	<p>(1)入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同委託契約約款及び市の指示による。</p> <p>(2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3)落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。</p>					